

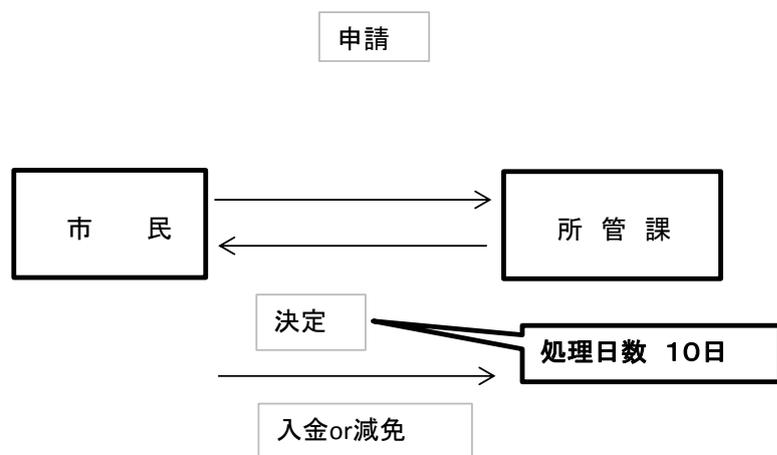
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 239

処 分 名	水道料金の減免	
処 分 の 概 要	公益上特別の理由があるときは、指定管理者が、市と協議を行い、利用料の減額、免除を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市安居島水道条例(平成16年条例第78号)	
条 項	第24条	
所 管 課	生活衛生課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	10日	
標 準 処 理 期 間	計	10日
審 査 基 準	未設定	
<p>【根拠法令等】</p> <p>松山市安居島水道条例</p> <p>(利用料金の減免)</p> <p>第24条 指定管理者は、公益上特別の理由があると認めるときは、市長と協議して、利用料金を減額し、又は免除することができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。